



長野県報

9月30日(月)
令和元年
(2019年)
号外

目次

規則

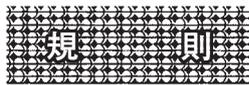
長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則(地域福祉課)..... 1

告示

豚コレラまん延防止のため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定(4件)(園芸畜産課家畜防疫対策室)..... 1

公告

家畜伝染病発生の届出(2件)(園芸畜産課家畜防疫対策室)..... 2



長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第16号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則(平成6年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第27条の3に次の1項を加える。

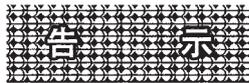
2 前項各号に掲げる者のほか、同項の規定により難い者の保育料の減免は、別に定める。

第27条の4中「第27条の3第1号」を「第27条の3第1項第1号」に改める。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

地域福祉課



長野県告示第213号

豚コレラまん延防止のため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和31年長野県規則第11号)第4条の規定により、次のとおり指定します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部守一

1 区域

諏訪市(野生いのししについて豚コレラの感染が確認された地点から半径10キロメートルの範囲内の農場に限る。)

2 家畜の種類

豚及びいのしし

3 指定の概要

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれのある物品の農場外への移動禁止

4 制限する期間

令和元年9月30日から当分の間

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第214号

豚コレラまん延防止のため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和31年長野県規則第11号)第4条の規定により、次のとおり指定します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部守一

1 区域

塩尻市(塩尻市における国内42例目の豚コレラ患畜確認地点から半径3キロメートルの範囲を除き、半径10キロメートルの範囲内に限る。)

2 家畜の種類

豚及びいのしし

3 指定の概要

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれのある物品の区域外への搬出禁止

4 制限する期間

令和元年9月30日から当分の間

園芸畜産課家畜防疫対策室